

下水道使用料の体系について

- 1 前回までの確認
- 2 下水道使用料体系の現状
- 3 下水道使用料体系における課題
- 4 今回改定の基本的な考え方

1 前回までの確認

第3回審議会（資料19）において、下水道使用料体系の概要について説明をしました。

①出雲市の下水道使用料の体系（P11）

二部使用料制 ・基本使用料
（従量制） ・従量使用料（累進使用料制）

②出雲市における下水道使用料料金表（P15、16）

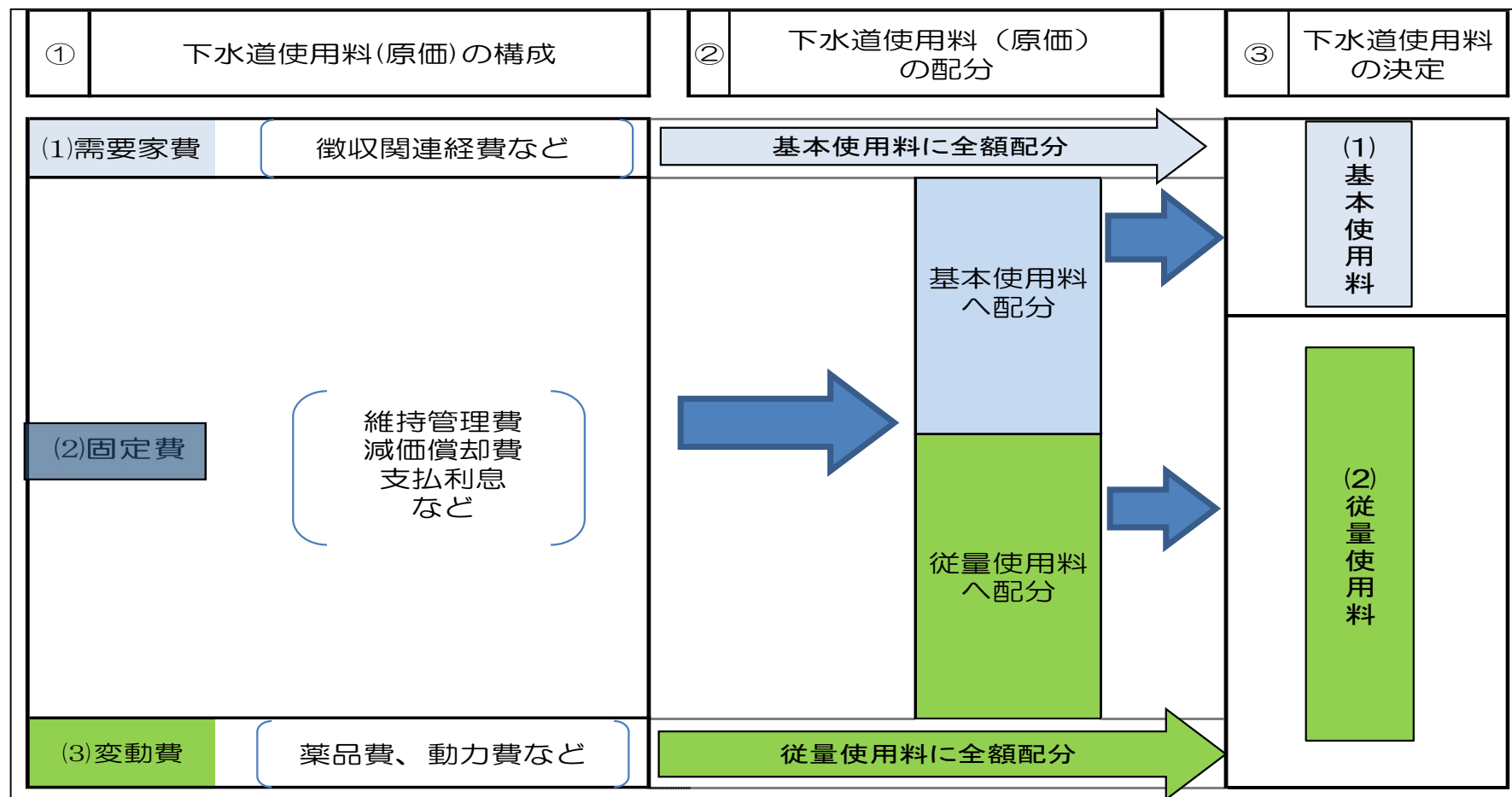
- ・水道水等を使用された水量に応じて算定するもの（従量制①）
- ・温泉水（斐川地域）を使用された水量に応じて算定もの（従量制②）
- ・世帯の人数に応じて算定するもの（人数制）

③県内における出雲市の下水道使用料（P17、18）

- ・各市とも二部使用料制を採用
- ・基本使用料金、水量区分に応じた従量制単価はそれぞれに設定

2 下水道使用料体系の現状

1 下水道使用料の基本使用料と従量使用料について



①原価（費用）の構成（令和３年度決算額）

一般会計繰入金等

※金額は税抜き金額

営業費用①	支払利息②	公費負担額（控除額）③	合計（①+②-③）
4,981,570千円	784,715千円	4,255,445千円	1,510,840千円

②原価（費用）の分解

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく

需要家費	固定費	変動費	合計
67,594千円	718,626千円	724,620千円	1,510,840千円

固定費の分解（施設利用率で配分）

需要家費	変動費
46%	54%

施設利用率（R3） $\times$ 平均処理汚水量
処理場計画処理能力 = 54%

③原価（費用）の配分による割合

基本使用料分（3割）	従量使用料分（7割）
394,784千円	1,116,056千円

④下水道使用料収入（R3決算額（人数制除く））の割合

基本使用料（3割）	従量使用料（7割）
640,799千円	1,366,510千円
2,007,309千円	

均衡
している

2. 汚水処理原価と使用料単価

汚水処理原価：1 m³あたりの汚水処理に係る経費（汚水処理費(※公費負担分除く）/年間有収水量）

使用料単価：使用者からいただく1 m³あたりの平均使用料(年間下水道使用料)/年間有収水量）

（令和3年度決算） 汚水処理原価 185.0円/m³（税抜き）

使用料単価 183.1円/m³（税抜き）

注釈： は汚水処理原価より低い区分（原価割れ）

区分	1か月あたり使用水量	使用料単価 （基本使用料含む）	使用料単価（18%改定後） （基本使用料含む）
1	0～8m ³	289.2 円/m ³ （※1）	341.2 円/m ³ （※2）
2	9～16m ³	147.8 円/m ³	174.4 円/m ³
3	17～25m ³	153.0 円/m ³	180.5 円/m ³
4	26～50m ³	165.1 円/m ³	194.8 円/m ³
5	51～100m ³	180.3 円/m ³	212.7 円/m ³
6	101～200m ³	199.7 円/m ³	235.6 円/m ³
7	201～500m ³	215.2 円/m ³	253.9 円/m ³
8	501m ³ 以上	252.7 円/m ³	298.1 円/m ³
		183.1 円/m ³	216.1 円/m ³

※1 基本使用料（1,200円）／平均使用水量（m³） ※2 基本使用料（1,420円）／平均使用水量（m³）

3 下水道使用料体系における課題

【課題点】

(1)基本使用料収入と従量使用料収入との収入割合（バランス）

- 将来的に人口減少が予測され、有収水量の大幅な増加が見込めない中、経営の安定性を確保し、下水道施設を維持していくためには、使用者から等しく負担いただく基本使用料を、収入全体に対し一定程度確保し続ける必要がある。

(2)使用料単価と汚水処理原価

- 全体として汚水処理原価に対して使用料単価が低く、汚水処理費用を使用料で賄えていない。
- 水量区分ごとの使用料単価においても、汚水処理原価を下回っている水量区分が存在している。

4 今回改定の基本的な考え方

(1) 基本使用料収入と従量使用料収入との収入割合

- 使用者から等しく負担いただく基本使用料の収入全体に対する割合は、一定程度確保し続ける必要があることから、今回の改定で基本使用料の収入割合を現行（3割）よりも多くすることも考えられる。しかし、基本使用料は、使用者全てに負担いただくものであることから、少量使用者等に過度な負担とならないように配慮する。

⇒ 基本使用料3割確保をキープする

(2) 従量使用料

- 従量使用料は、平均的な改定（18%）に努める。なお、現時点で、使用料単価が汚水処理単価（185円/m³）に比べ下回ったり、逆に上回っている区分については、現行の累進度等をみながら、使用者間のバランスを考慮した改定とする。

下水道使用料金表（従量制）改定

現行料金表

料金表（1か月）

基本使用料						
水量区分	汚水量（m ³ ）	調定件数 割合（※1）	使用料（円） （税抜き）	使用料（円） （税込み）		
1	0～8	17.5%	1,200	1,320		
	使用料単価（円/m ³ ）	-	150	165		
従量使用料						
水量区分	汚水量（m ³ ）	調定件数 割合	使用料（円） （税抜き）	使用料（円） （税込み）	間差 （円）	間差率 （※3）
2	9～16	13.8%	144	158.4	-6	0.96
3	17～25	13.7%	174	191.4	30	1.21
4	26～50	33.8%	190	209.0	16	1.09
5	51～100	18.4%	210	231.0	20	1.11
6	101～200	1.9%	232	255.2	22	1.10
7	201～500	0.5%	252	277.2	20	1.09
8	501～	0.4%	276	303.6	24	1.10

累進度

最大使用料金単価/基本使用料（使用料単価）	1.84	（※2）
最大使用料金単価/最小使用料金単価	1.92	

年間使用料収入

2,263,624 千円（R 3 決算額（税込み））

使用水量別使用料（1か月）（税込み）

使用水量	使用料（円）	主な使用者
8m ³	1,320	単身世帯
10m ³	1,636	2人～4人世帯
20m ³	3,352	
30m ³	5,354	
40m ³	7,444	5人以上世帯
50m ³	9,534	小規模事業所
100m ³	21,084	外食産業、高齢者福祉施設 保育園、幼稚園、学校 食品製造業、宿泊業、病院
200m ³	46,604	
500m ³	129,764	
1,000m ³	281,564	

現行料金表（従量制）における注釈

※1 調定件数割合

調定件数は、2 か月に 1 回の検針毎に調定（請求）処理をする件数です。
市全体の年間調定件数（浄化槽分を除く）は、約260,000件です。
（世帯・事業所数では、約260,000件 ÷ 6 / 年 ÷ 約43,000 世帯・事業所となります。）
表には、全体の調定件数のうち水量区分毎における調定件数の割合を記載しています。

※2 累進度

累進使用料制における指標です。使用水量区分の最大使用料金単価を最小使用料金単価で割った数値となります。
値が大きくなるほど、多量使用者への負担が大きくなります。
出雲市の累進度 1.92：水量区分 8（501m³以上）276円（税抜き） ÷ 水量区分 2（9~16m³）144円（税抜き）

※3 間差率

水量区分の一つ下位の使用料金単価との増減割合です。
例 1：水量区分 2 と水量区分 1 との間差率 144円（税抜き） ÷ 150円（税抜き） = 0.96
例 2：水量区分 3 と水量区分 2 との間差率 174円（同上） ÷ 144円（同上） ÷ 1.21

下水道使用料金表（従量制）改定（参考）

一律18%改定とした場合

料金表（1か月）

基本使用料					
水量区分	汚水量（m ³ ）	使用料（円）	使用料（円）	間差（円）	間差率
		（税抜き）	（税込み）		
1	0～8	1,420	1,562		
	使用料単価（円/m ³ ）	177	195.3		
従量使用料					
水量区分	汚水量（m ³ ）	使用料（円）	使用料（円）	間差（円）	間差率
		（税抜き）	（税込み）		
2	9～16	169	185.9	-8	0.95
3	17～25	205	225.5	36	1.21
4	26～50	224	246.4	19	1.09
5	51～100	247	271.7	23	1.10
6	101～200	273	300.3	26	1.11
7	201～500	297	326.7	24	1.09
8	501～	325	357.5	28	1.09

累進度

最大使用料金単価/基本使用料（使用料単価）	1.84
最大使用料金単価/最小使用料金単価	1.92

※  は汚水処理原価より低い区分（原価割れ）

年間使用料収入（税込み）	2,670,448 千円
現行差額	406,824 千円
平均改定率	18.0%

使用水量別使用料（1か月）（税込み）

使用水量	使用料（円）	現行差額（円）	改定率	主な使用者
8m ³	1,562	242	18.3%	単身世帯
10m ³	1,933	297	18.2%	2人～4人世帯
20m ³	3,951	599	17.9%	
30m ³	6,310	956	17.9%	
40m ³	8,774	1,330	17.9%	5人以上世帯 小規模事業所
50m ³	11,238	1,704	17.9%	
100m ³	24,823	3,739	17.7%	外食産業、高齢者福祉施設 保育園、幼稚園、学校 食品製造業、宿泊業、病院
200m ³	54,853	8,249	17.7%	
500m ³	152,863	23,099	17.8%	
1,000m ³	331,613	50,049	17.8%	

(参考)

平成23年4月 下水道使用料改定資料

①単価改定率を5%とする

②使用水量の区分を、現行の7区分から水道の料金体系区分に統一し、8区分とする

⇒ 単価改定は5%だが、区分変更を行ったため、現行使用料に対して平均11.27%の改定

<現行>

区分	汚水量	使用料 (円)
基本使用料	0m ³ ～ 10m ³	1,197.00
従量使用料 1 m ³ に つき	11m ³ ～ 20m ³	143.85
	21m ³ ～ 50m ³	173.25
	51m ³ ～ 100m ³	210.00
	101m ³ ～ 200m ³	233.10
	201m ³ ～ 500m ³	252.00
	501m ³ ～	275.10

⇒

<改定後>H23.4

※消費税率5%

区分	汚水量	使用料 (円)	改定率	①現行収入額 (千円)	②改定収入額 (千円)	影響額 ②－①	増額割合 ②／①	間差率
基本使用料	0m ³ ～ 8m ³	1,260.00	5.3%	66,436	69,933	3,497	5.3%	－
従量使用料 1 m ³ に つき	9m ³ ～ 10m ³	151.20	26.3%	13,597	16,865	3,268	24.0%	1.0
	11m ³ ～ 16m ³		5.1%	58,990	72,565	13,575	23.0%	
	17m ³ ～ 20m ³	182.70	27.0%	52,401	63,361	10,960	20.9%	1.2
	21m ³ ～ 25m ³		5.5%	69,446	82,556	13,110	18.9%	
	26m ³ ～ 50m ³	199.50	15.2%	207,211	241,953	34,742	16.8%	1.1
	51m ³ ～ 100m ³	220.50	5.0%	66,835	75,480	8,645	12.9%	1.1
	101m ³ ～ 200m ³	243.60	4.5%	46,202	49,879	3,677	8.0%	1.1
	201m ³ ～ 500m ³	264.60	5.0%	84,085	89,238	5,153	6.1%	1.1
	501m ³ ～	289.80	5.3%	369,660	389,693	20,033	5.4%	1.1
				1,034,863	1,151,523	116,660	11.27%	